

昭和六十二年四月二十日提出
質問 第三三三号

GNP比一%枠突破の防衛費に対する売上税と円高差益分に関する質問主意書
右の質問主意書を提出する。

昭和六十二年四月二十日

提出者 草川昭三

衆議院議長 原 健三郎 殿

GNP比一%枠突破の防衛費に対する売上税と円高差益分に関する質問主意書

私は、六十二年度防衛関係費におけるGNP比一%枠突破の歴史的的政策変更に関心を持つて一人である。防衛関係費に占める売上税額、調達費と円高差益の関係について予算委員会で取り上げる予定であつたが、残念ながらその機会が失われた。よつて、次の質問を行う。

一 六十二年度防衛費には百十六億円の売上税相当額が加算をされている。一%枠突破額は百三十四億円であるから、売上税分と円高差益分を加算すれば一%枠内に収めることができるが、政府の見解を明らかにされたい。

二 政府は、中曽根総理の公約違反である売上税を直ちに撤回し、我が国防衛の基本政策であるGNP比一%枠を遵守すべきと考えるがどうか。(与党自由民主党の竹下幹事長は十五日、衆議院予算委員会で六十二年度予算案が強行採決された後、記者会見し、「予算の成立が、ただ

ちに売上税の実施を意味するものではない」とする談話を発表している)

三 現下の円高ドル安状況下において、明らかに減額でき得る不用額は、外貨関連経費の中ドル調達分(二千九十六億円)では円高差益が多額に算出されることは明らかである。就中、一般輸入分の三百二十五億円については実勢レート支払いであり、まるまる防衛庁に不用額として残ることになる。私の計算では、昨年のデータから換算し最低見積りでも三十億円減額(一般輸入分のみ)できる。また、売上税の百十六億円とこの一般輸入分不用の総額で百四十六億円になる。私は、この円高差益分の減額を図れば、六十一年度防衛費は現在(昭和六十二年四月二十日)の時点でGNP比一%枠以内に収められていると強く主張するものである。この際、政府は、防衛費の減額をし、一%枠突破に対する内外の批判、反対の声に答えるべきと思うが、明快かつ適切な答弁を求めるものである。

四 右の諸情勢を考慮し、四月二十日時点の為替レートで単純計算をするならばいくらの減額に

なるのか、金額を試算し明らかにされたい。その場合、防衛関係費はGNP比1%枠以内になると思うがどうか、一般論として答えられたい。

五 会計法第二十四条には「支出官」の条項があり、これに基づき「支出官事務規程」が定められている。過去の経過を見ると、支出官レート（基準貨幣換算率）は、昭和五十三年～五十七年において（当時円高、円安と為替相場は激しく揺れ動いたが）、半年ごとにレートを設定していた。

ところが現在の支出官レートは、かつてない急激な円高傾向が長期間にわたり続いているにもかかわらず「一年一レート方式」を取っているが、この理由を明らかにされたい。

六 現在の急激かつ大幅な円高状況下にあつては外貨関連予算（六十二年で三千七百五十六億円）の安定した執行は困難になっている。私は、このような実情に鑑み「二年一レート方式」の見直しを図り「半年一レート方式」に変更すべきと思うが、政府の見解を求める。また、今後、増加されるであろう外貨関連経費の積算についても、同様の考え方が必要であり、予算編成に際し

ても一考を要すべきであると思うが、関係省庁の見解を明らかにされたい。

七 六十二年度防衛費について大蔵原案は、三兆四千七百九十五億円と積算し、GNP比〇・九三%となっていた。当時大蔵省としては、防衛庁が試算したところの円高差益分三百二億円（衆院予算委・公明党要求資料より）についてはどのように査定をしたのか、明らかにされたい。

八 大蔵省は、支出官レート二百九円（六十一年度予算）から百六十三円（六十二年度予算）とした六十二年度防衛関係費内の円高差益分の金額をいくらに見積って、今年度予算を作成したのか。①FMS（日本政府が米政府より直接買う場合）、②一般輸入（商社などを通じて米国などから買う場合）、③国産品中の輸入品部分、それぞれについて明らかにし具体的に答えられたい。

右質問する。